

# 児童ポルノ消えぬ傷

児童ポルノ規制強化を求める日本ユニセフ協会の署名キャンペーン記者会見で、協力を呼びかける同協会大使のアグネス・チャハゼン（左から2人目）ら（東京都内で）

児童ポルノのまん延に歯止めをかけようと、児童買春・黒ボルノ禁止法を改正し、画像を個人的に収集する「單所持」にも規制の網をかけることを求める動きが活発になっている。単純所持が罪に問われない現行法では、児童ポルノの製造は止められず、インターネットの普及により、認を超えた被害拡大の恐れもある。子どもを性的虐待か誣惑が問われていると言える。

（丹野美帆子）

## 対策強化へ動き活発

が、販売目的でなくとも、単純所持を禁止・処罰対象に盛り込む改正法案を今国会会期中に提出する方向で検討に入っている。

まだ、ヤフー（東京都港区）は一月からホームページ上で特集「サイバーポルノから子どもを守るために」を始め、児童ポルノの実態や問題点を指摘。同社はマイクロソフト日本法人（同渋谷区）とともに、同協会のキャンペーンに賛同し、「ネット上の情報に国境はなく、国内でも対策が必要」とする。

現行法の問題は、児童ポル

ノの「需要と供給」のサイクルを止められない」とにある。国際NGO「ECPAT／ストップ子ども買春の会」共同代表の宮本潤子さんは「現行法で児童ポルノの供給規制が強化されたが、単純所持が許されているため、入手する行為である“消費”が止まらず、結局、供給も止まらない」と強調する。

インターネットが飛躍的に普及した現代、画像を集め、パソコンや携帯電話、DVDなどの記録媒体に保存する単純所持が個人的行為としても、いったん画像が流出すれば瞬時に世界へ広まる。完全に消去するのも難しく、被害は拡大する一方だ。

主要8か国（G8）の中で日本とロシアだけが単純所持を規制していないといい、日本は国際社会から「児童ポルノ大国」と批判されてきた。

国内で単純所持規制は何度も取り上げられてきた。一方、「捜査権乱用につながる」「表現の自由やプライバシーの侵害に配慮する必要がある」などとの慎重論があつた。

規制強化を訴える弁護士の後藤啓一さんは「『児童ポルノを楽しむ権利』など認められない。単純所持の放置は、日本社会が児童ポルノを容認してくることを意味する」と



## 「私の写真 今もネット上に」

2008.3.19 読売

「私の写真 今もネット上に」

「も私の写真がネット上に続いている。大人になると恋愛も結婚も子どもができない。あのある限り」。今月1日、ハルノ規制強化に向けたキャンペーンを始めた日セフ協会が東京都内で記者会見で、ある手紙が上げられた。

件の主は大学生。幼いころ虐待を受けた際に撮影真がネット上に流出する。同協会は、過去の虐待が児童ポルノに形を被虐者を傷つけ続けて態をアピールした。

では、自民・公明両党

□ 児童買春・児童ポルノ禁止法 1  
1999年に制定され、18歳未満の児童を対象にした買春や買春のあっせん、接待がネット上に形を取る。同協会は、過去の児童ポルノの販売、インターネットなどへの掲示を禁止した。児童ポルノについては2004年の改正で、提供目的で画像を製造、所持、保管する」とも規制対象に盛り込まれた。

児童ポルノは性犯罪

の主は大学生。幼いころ虐待を受けた際に撮影真がネット上に流出する。同協会は、過去の虐待が児童ポルノに形を被虐者を傷つけ続けて態をアピールした。

では、自民・公明両党

規制強化を訴える弁護士の後藤啓一さんは「『児童ポルノを楽しむ権利』など認められない。単純所持の放置は、日本社会が児童ポルノを容認していくことを意味する」と